

第 6 回 日野市 ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

開催日時	平成 19 年 9 月 26 日（水）午前 9 時 30 分～11 時 30 分
開催場所	日野市役所 505 会議室
出席者	委員 10 名（学識経験者 2 名、身体障害者団体 3 名、関連市民団体 3 名、市民 2 名） サポート職員 7 名 事務局 6 名（都市計画課 4 名、コンサルタント 2 名）
配布資料	次第 資料 1 第 5 回委員会議事録 資料 2 建築物のユニバーサルデザイン化に係わる条例の方向（まとめ） 資料 3 手続き・体制見直しフロー 資料 4 建築物のユニバーサルデザイン化に係わる条例の方向（詳細） 資料 5 日野市ユニバーサルデザイン推進条例の枠組み（案） 資料 6 自主条例の条文比較と日野市の自主条例の項目素案 参考資料 1 制度別対象施設と日野市の建築数（平成 14～18 年度） 参考資料 2 東京都福祉のまちづくり条例と日野市福祉環境整備要綱の対象施設と整備対象項目の比較 参考資料 3 東京都福祉のまちづくり条例と日野市福祉の環境整備要綱の整備対象項目別の整備基準の比較 参考資料 4 事例集

1. 開会

資料確認

都市再生機構における人事異動により、宮本氏の後任として、本吉氏が就任

2. 建築物のユニバーサルデザイン化に係わる条例の方向

資料 2 及び 3、参考資料 1～3 に基づき、事務局より説明

合意事項:

今回の条例策定は、以下を基本方針とする。

過渡期の条例と位置づける : 今後、見直し・拡充を行っていく第一段階

実効性の担保を優先する : 手続きを提案のように見直す・体制を強化する

複雑化した手続きを簡素化する : 東京都福祉のまちづくり条例との関係を整理

→ 都条例の対象施設は都の整備基準とチェックシートのみ、日野市独自の対象施設(小規模建築物・共同住宅等)は日野市の緩和基準とシートのみと、手続きを 1 つにする

→ 日野市独自の対象施設と基準は、今後検討。

< 質疑応答 >

・基準が後退するようには見えたととしても、まずは、体制の強化と実効性の担保を優先する。

(委員長) 説明は以下 2 点にまとめることができる。

第 1 に、できてから 20 年を経過した日野市の要綱は、一見厳しい基準でレベルが高いように思われる。しかし、実は日野市として組織的な取組みがなされてこなか

ったために、基準が整備にきちんと反映されてこなかった面がある。従って、職員がきちんとチェックする体力をつけること、また市民に周知してもらうことがまず必要である。つまり、それぞれが組織的に動いてチェックを行う、チェックができるレベルにあわせて基準を上げたり・下げたりして、「実効性の担保」を図ることが不可欠である。

第２に、日野市としては組織的に直ぐ動くことは難しいと思われるため、暫定的、あるいは過渡的な条例としておき、本条例に向けて、これから１～２年のうちに体力をつける必要がある。東京都も条例を改正している最中（平成 21 年 3 月目途）であることから、平成 21 年度以降、東京都の改正を受けて、日野市としてもきちんと対応していく必要がある。

東京都の条例に日野市の条例を合わせることで、基準がこれまでよりもゆるくなった？と思われる方もいるかもしれない。しかし、長期的にみれば、ここでしっかりと準備をし、体制づくりをすることによって、後に加速できるのではないかと考えている。暫定的でなくて、もっとしっかりとやるべきという意見もあるかもしれないが、いかがだろうか。

（委員）（方向性は）良いと思う。特に、整備後にきちんと検査する仕組みをつくることには賛成。障害者が一緒に現場へチェックしに行っても良いと思う。

・ **見直しの期限の明確化、きちんと実行するために毎年チェック&議論を行うこと、周知についての方法の検討及び実施が不可欠**

（副委員長）市の基本方針がわかりやすく良い。（その上で重要なポイントとしては）第１の「過渡期の条例」として見直しの期限を明らかにすること。この際、平成 21 年以降について見直しを行っていくことを含めることも重要。第２の「実効性の担保」については、実際、どうだったのか、毎年チェックして、議論することも必要。第３の「複雑化した手続きの簡素化」については、市民にもわかりやすいパンフレットの作成等が考えられるのではないか。

・ **実効性の担保については、全庁的な取組が不可欠**

（委員長）実効性の担保がとても重要。アメとムチ（Pull & Push）をうまく組み合わせていく必要がある。実効性が上手く担保されるためには、（条例を遂行するにおいて）全庁的な対応が不可欠であり、市長のトップダウンが求められる。日野市の場合、現在のところ、どこまで合意が進んでいるのか。

（事務局）市長まではまだ至っていない。しかし、要綱が上手く機能していないのは明らかであり、全庁的に取り組もうという合意はある。

（委員長）高山市は、行きやすい・来やすいまちとして、市長トップダウンのまちづくりを進めており、トイレや道路のバリアフリー化が行われているが、これは例外的かもしれない。日野市としては、事務局レベルでひたひたと作り上げていくことで、実効性を担保していくことになるのかもしれない。

・条例だけでは解決できない問題については、別枠で取り組むことが必要

(委員) 安心・安全のまちづくりということで、老人会にてヒヤリマップ作成などハード面だけでなくソフト面での取り組みを行っているが、他の委員会との横断的な取り組みも必要だと思う。また、高齢者・障害者の立場から重要と思われる段差の解消等は条例でどの程度規制することができるのか疑問。さらに、公衆便所についてだが、日野市で何の位置付けもないため、スポーツ施設を中心にまだまだ整備が不十分であることから、逐次対応していく必要があるのではないかと。市民のニーズに応えることができる条例をつくってほしい。

(委員長) 安全プランニングやトイレプランニングは、建築物バリアフリー部分では対象の外に当たる部分もある。条例をつくっただけではカバーしきれないので、別枠で対応を考えることが必要だろう。

・市民の声を即座に反映する仕組みが必要

(委員) 見直しに関連すると思われるが、障害者を含め市民にとって、何か問題点が生じた場合、即座に対応できるような仕組みについても条例に入れて欲しい。

(委員長) 市民がチェックするということを文言に入れたらどうかという話だが、現場でチェックをするのか等どうやって入れるのが今後の課題だろう。市民の声を集約する仕組みがあってもよいのではないだろうか。

(委員) 市民の声をどうやって救い上げるかに関連した意見。この委員会に参加している様々な団体の代表の方々以外、つまり一般の市民が使いにくい、こういうのが困ったなぁと思った場合、これらの声をひろい上げる仕組みづくりが必要ではないか。例えば、広報で不便に感じることを聞いてみるなど。この条例にはこういった一般の声を拾い上げるための仕組みづくりについても入れるのか？

(委員長) これについては、本日の後の項目で議論させて頂きたい。

・サインの問題については、どこまで規制をするのか一層の研究・議論が必要

(委員) 看板にふりがなをふって欲しい。

(委員長) 多言語表示はだいぶ増えてきているものの、ひらがな・ピクトグラムを含め、どこまで表現するかは今後の課題となる。また、公共におけるサインについて規制することは可能だが、個人(民間)施設におけるサインについては、まだまだ研究が必要とされている。

・建築物のユニバーサルデザイン化に係わる条例の方向についてのまとめ

まとめると、基本方針としては、 過渡的な条例であるということ、 組織や仕組みの見直しによって、実効性の担保を優先するということ、 市民や建築事業者等にとってわかりやすいものをつくるという点で簡素化を目指す、ということによろしいか。

(異議なし)

3．日野市ユニバーサルデザイン推進条例の枠組み

4．日野市ユニバーサルデザイン推進条例「総則」部分の内容について

資料5、6に基づき、事務局より説明

・条例に入れることを前提に検討して欲しいことがら

5年後の条例の評価の実施

(前文にて)楽しむことができ、希望を持つことができる社会の実現が必要と盛り込む

用語の定義:あらゆる人々とは?もう少し詳細に定義する

推進計画において、「ユニバーサルデザイン」という用語は使わない

「移動のユニバーサルデザイン」ではなく、「安全・安心、わかりやすい移動空間の確保」

(委員長)以下の点につき、日野市に検討して頂きたい。

第1に、PDCAによるUDのまちづくりということだが、計画の目標を定めて、5年後にどれだけ達成したのか公表してはどうだろうか。つまり、条例の中に「5年後に評価する」と入れるということ。第3章「付3定点観測」だけでは不十分で、自己評価として格上げすることを求める。

第2に、市民の問題かもしれないが、資料6の用語の定義でユニバーサルデザインとバリアフリーという言葉がある。アマルティア・センがCapabilityという言葉を使っているが、この概念が重要だと思う。ユニバーサルデザインというと、なんとなくこれさえやっていれば良いという流れが現在のところある。しかしそうではなく、生活の幅を広げるような、具体的には墓参りや旅行に自由に行くことができる都市環境の実現が望まれる。つまり、「人生を楽しむことができる環境、希望を持って生きられる社会づくり」が必要なのであって、その場合、従来のユニバーサルデザインやバリアフリーの概念だけでは不十分だ。生活をいかに充実させるかという手段としてのユニバーサルデザインを考えたい。

日野市の条例では、前文に「楽しむ、希望を持つことができる社会の実現が必要」ということをぜひ位置づけて頂きたい。但し、条例は希望を持つことができる社会づくりのための手段の1つに過ぎず、他の政策につなげることが不可欠。先ほどの公衆便所問題は高齢者が、サインの問題は知的障害者等が、それぞれ希望を持って歩くために必要とされている。

(副委員長)用語の定義に関連して、「あらゆる人々」「すべての人々」といった場合、「誰」なのか定義することが必要と思われる。これ(対象)を明らかにする事によって、評価することが可能となる。市の立場上、明確化することが必要ではないか。

(委員長)あらゆる人々の定義については、書き方が悪いという批判を受ける恐れもあるため、慎重に検討する必要があるだろう。

(委員)委員長が先ほどおっしゃったこと、生活をいかに充実させるか、が最も重要だと思う。これについて、私は以前の委員会で、視覚障害者でも安心して散歩できる日野になってほしいと述べた。ユニバーサルデザインは生活の手助けの一部に過ぎない。

また段差など、障害の種類によっては利害が対立する場合がある。そのため、互いの思いやりによって共通の基盤を見出すよう、努力し、啓蒙していくことが重要だろう。

（委員長）都市のインフラにおいては、機能を付与すること（例えば視覚障害者の場合ならば単独で動けること）が重要。どこまでどの程度変えていけば良いのか、（５年後の）目標値を出す必要があるだろう。

また、「８．推進計画」の書き方について、ユニバーサルデザインという用語は使わないように工夫して頂きたい。ここでは生活者の視点から施設の使い方を考えることを意図していると思われるため、施設の運用面についても書いて頂きたい（整備と合わせて横断的ということになる）。

さらに、第３章付２で移動のユニバーサルデザインとあるが、これは 安全・安心の移動空間、 わかりやすい移動空間、の確保ということで、「安全・安心、わかりやすい移動空間の創出」といった表現でどうか。

３．事務連絡

次回は、仕組みについて中心に議論を行う予定

総則について意見がある方は都市計画課まで

次回日程については、郵送で通知

４．閉会

以上